

2013年6月27日、安全保障理事会第6990回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラクとクウェート間の状況に関する安保理の関連諸決議、とりわけ決議 686 (1991)、687 (1991)、833 (1993) および 1284 (1999)、並びに決議 1284 の第 14 項に従った事務総長報告書を想起し、

現在イラクに存在している状況は、決議 661 (1990) の採択時に存在していたものとははっきりと異なっていることを認識し、そして決議 661 (1990) の採択前にイラクが保持していたものと等しい国際的地位を達成しているイラクの重要性を更に認識し、

関連する憲章第 7 章の決議の下でのイラクの未解決の義務、すなわち国際連合補償委員会により運営されている未解決の賠償額の継続的支払い、の完全な履行に対するイラクの公約のその継続した証明および地域的な安定を進めるイラクとクウェート双方の取組を歓迎し、そして決議 833 (1993) を実行するためイラク政府により講じられてきた全ての積極的な措置をまた歓迎し、

赤十字国際委員会 (ICRC) の後援の下、三者委員会およびその技術小委員会の枠組内での行方不明のクウェートおよび第三国国民の捜索におけるイラクとクウェートの現行の協力、そして全てのクウェート国民および第三国国民はたはその遺体の帰還およびクウェート国民の財産の返還に関するイラク政府による積極的な取組を更に歓迎し、

国の公文書を含む、行方不明のクウェート人の財産の場所を突き止めそして本国へ送り返すための、この目的のために設立されたイラク省庁間委員会を通じた、継続的取組の必要性をくり返し表明し、

ハイレベル調整者の能力において、決議 1234 (1999) の第 4 項に概略が示された職務権限を実行することおよびイラクとクウェート間の信頼を醸成しそしてその関係の完全な正常化に貢献したその履行を確保することに対して、その時間と専門的技能を捧げた故ユーリー・ウォロンツォフ大使とゲン

---

\* 2013年9月3日、技術的理由により再発行。

ナジー・タラソフ大使に対する安保理の深い感謝の念を表明し、

国際連合イラク支援ミッション（UNAMI）の職務権限が、地域的対話を促進することにおいてイラク政府に助言すること、援助することそして支援することを含むことに留意し、

紛争の平和的解決に関する国際連合憲章の第6章の規定を考慮して、

1. 2013年6月17日の事務総長報告書（S/2013/357）および事務総長宛てのクウェート国の首相代理と外務大臣からの書簡<sup>1</sup>並びにイラク共和国の外務大臣からの書簡<sup>2</sup>を歓迎する。

2. 決議 687（1991）の第30項において言及された全てのクウェート国民および第三国国民の本国への送り返しを促進するイラク政府の公約の推進のため、イラク政府に対し、そのような人々の何らかの情報を提供すること、そのような人々がどこにいようと全てのそのような人々に対する ICRC のアクセスを促進することそして ICRC によるまだ行方がわからないクウェート国民および第三国国民またはその遺体に対する調査を促進することにより赤十字国際委員会（ICRC）との協力を続けることそしてイラク省庁間委員会を通して、国の公文書を含む逸失したクウェートの財産を捜索する努力を続けることを求める。

3. 国際連合憲章第7章の下で、決議 686（1991）の第2項(c)、2項(d)および3項(c)、決議 687（1991）の第30項における措置および決議 1284（1999）の第14項において定められそしてその後の関連諸決議で再確認された取極を終了させることを決定する。

4. 事務総長特別代表および国際連合イラク支援ミッション（UNAMI）の長が、全てのクウェート国民および第三国国民またはその遺体の本国への送り返し若しくは帰還およびイラクにより押収された、国の公文書を含むクウェートの財産の返還に関する努力を推進し、援助しそして促進することを要請し、事務総長に対し、全ての UNAMI の任務の実施に向けてなされた進展についての事務総長報告書において、これらの問題について、安全保障理事会に個別に報告することを更に要請し、そして事務総長が、これらの問題を監督するための責任を伴った政治問題を扱う UNAMI における事務総長特別代表

---

<sup>1</sup> S/2013/323 添付文書および S/2013/324 添付文書

<sup>2</sup> S/2013/357、添付文書 II および II

代理を指名することおよびこの目的のため適切な資源を確保することを、考慮することをまた要請する。

5. 本決議の主文第4項において言及された報告様式を、必要な場合にはそのような問題において国際連合の継続的役割を考慮することに向けた視点で、UNAMIの職務権限の終了に基づいて、再検討する安保理の意図を表明する。

6. この問題に引き続き取り組むことを決定する。